[事案 30-69] 契約無効請求

· 平成 30 年 11 月 8 日 裁定終了

<事案の概要>

高齢者に高額な保険を加入させる等の不適切な募集行為があったなどとして、契約の無効を 求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成19年3月に契約した医療保険について、以下のとおり、不適切な募集行為があったため、契約を無効とするか、または取り消し、既払込保険料を返還してほしい。

- (1)保険料は契約当初、数千円程度であるとの説明であったが、実際は月額1万円を超えるものであった。
- (2)募集人は、高齢者に保険料の高額な保険の加入をさせた。契約時に家族に相談させず、同席もさせなかった。
- (3)合計 4 名の募集人に契約をさせられた。募集人は、契約内容について適切な説明をせず、 契約内容を理解しないで契約をした。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)申立人は、保険料を長期にわたり口座引去りで支払っており、当社から毎年1回保障内容等を記載したお知らせを送っているが、申立人から一度も今回のような申入れを受けたことはない。
- (2) 平成28年には、申立人自身が、保険料の引去口座の変更と、年払いから月払いへの変更を行っている。
- (3) 本契約は、入院時に子に迷惑を掛けたくないという申立人の意向に合致したものである。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握する ため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、不適切な募集行為があったとは認められず、その他保険会社に指摘すべき 特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終 了した。